

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	経済協力			番号	⑬				
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのみのため5段階達成度は記載できない。		(千円)			
	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		4年度当初予算額		5年度概算要求額	
政策評価の対象となっているもの	一般	外務本省	経済協力費	経済協力に必要な経費		170,337,384		185,979,934	
	一般	在外公館	経済協力費	経済協力に必要な経費		1,016,113		1,134,871	
	小 計				一般会計	171,353,497		187,114,805	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの	一般	外務本省	独立行政法人国際協力機構運営費	独立行政法人国際協力機構運営費		150,139,262		163,538,470	
	一般	外務本省	独立行政法人国際協力機構施設整備費	独立行政法人国際協力機構施設整備に必要な経費		1,612,306		1,816,741	
	小 計				一般会計	151,751,568		165,355,211	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数
	合 計				一般会計	323,105,065		352,470,016	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数

## 施策Ⅵ-1 経済協力（モニタリング）



令和4年度事前分析表（モニタリング）

（外務省4-VI-1）

施策名	経済協力					
施策目標	<p>開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献するとともに、こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。</p> <p>また、開発協力実施の大前提である国際協力事業関係者の安全確保に関し、平成28年8月に公表した国際協力事業安全対策会議の「最終報告」も踏まえ安全対策を着実に実施する。</p>					
目標設定の考え方・根拠	<p>現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっている。そのような時代においては、開発途上国を含む国際社会と協力して世界の様々な課題の解決に取り組み、平和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとともに、そうした取組を通じて、国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯な取組の中にこそ、我が国が豊かで平和な社会を引き続き発展させていく道がある。我が国がそうした外交を機動的に展開していく上で、開発協力は、最も重要な手段の一つであり、「未来への投資」としての意義がある。また、国際社会の期待を踏まえ、世界の責任ある主要国として、国際社会の抱える課題、とりわけ開発課題や人道問題への対処に、これまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していくことは、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとする観点から大きな意義を有する。</p>					
施策の概要	<p>上記目標の達成に向け、①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推進、③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力を基本方針とし、民間を始めとする様々なアクターとの連携を強化しつつ、戦略的・効果的な開発協力を企画・立案し、積極的に推進していく。</p> <p>また、開発協力を持続的に実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠であることを踏まえ、広報を通じて国民の理解及び支持を促進しつつ、国際協力事業関係者の安全対策についても、万全を期すべく対策を講じていく。</p> <p>なお、外務省所管の独立行政法人国際協力機構（JICA）は、外務省の政策目標の実現のため、技術協力、無償・有償の資金による協力の実施を行う。</p>					
関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）</li> <li>・国家安全保障戦略（平成25年12月17日閣議決定）</li> <li>・平和と健康のための基本方針（平成27年9月11日健康・医療戦略推進本部決定）</li> <li>・平和と成長のための学びの戦略（平成27年9月27日持続可能な開発のための2030アジェンダを採択する国連サミットにおける安倍総理大臣ステートメント）</li> <li>・質の高いインフラ投資に関するG20原則（令和元年6月29日）</li> <li>・成長戦略（令和3年6月18日閣議決定）</li> <li>・インフラシステム海外展開戦略2025（令和3年6月改訂版）（令和3年6月17日決定）</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	316,696	317,255	317,196	317,211
		補正予算(b)	3,016	59,444	290	
		繰越し等(c)	10,677	△20,349	4,170	
		合計(a+b+c)	330,388	356,350	321,656	
執行額(百万円)		329,793	355,656	313,419		
同（分担金・拠出金）	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	—	6,038	5,803	5,894
		補正予算(b)	—	35,834	20,697	
		繰越し等(c)	—	0	0	
		合計(a+b+c)	—	41,872	26,500	
執行額(百万円)		—	41,872	27,360		

政策体系上の位置付け	経済協力	担当部局名	国際協力局	政策評価実施 予定時期	令和6年8月
------------	------	-------	-------	----------------	--------

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「\*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

## 測定指標1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 \*

### 中期目標（--年度）

「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。

### 令和3年度目標

「質の高いインフラ」の普及・実施や産業人材育成といった協力を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、ハード・ソフト両面での開発途上地域の連結性強化に貢献する。具体的には、以下に取り組む。

#### 1 「質の高いインフラ」の普及・実施

- (1) 我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。
- (2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的には「質の高いインフラ投資推進のためのG7伊勢志摩原則」や「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等これまでの取組を基礎としつつ、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性を普及・実施していく。

#### 2 産業人材育成

「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」や、「ABEイニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）3.0」を含む「TICAD7における日本の取組」等も踏まえつつ、途上国における産業人材育成を推進する。この際、日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 「質の高いインフラ」の普及・実施

- (1) 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の具体化を推進する上で、「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性の強化や技術協力を通じた法の支配、自由貿易等に係る能力構築支援は大きな柱の一つであり、資金協力事業の構想、計画策定、実施のそれぞれの局面に応じて日本国内外・オンラインでの研修機会を提供し、能力構築や人材育成に協力した。例えば令和3年には、有償資金協力にて整備された「タイ都市鉄道レッドライン」が開通し、東ティモールの国道1号線が整備され、連結性向上に貢献した。また、太平洋島嶼国において、無償資金協力によりソロモンの国際空港や幹線道路、バヌアツの水力発電施設の整備を通じたインフラ整備に加え、船舶や港湾運営維持管理の広域専門家の派遣を通じ、港湾分野における能力強化に取り組み、人材育成に貢献した。
- (2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化の推進として以下のとおりの成果を達成した。
  - ・6月に開催された英議長国下のG7コーンウォール・サミットでは、開発途上国のインフラのニーズを満たし、より良い回復を図るため、質の高いインフラ投資が重要であることを首脳コミュニケにて合意した。
  - ・10月のG20ローマ・サミットでは、岸田総理大臣から、世界経済の回復にはG20原則に沿った「質の高いインフラ投資」が必要である旨を強調した。首脳宣言においては、回復の段階における質の高いインフラ投資の不可欠な役割を認識するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に関する作業を引き続き推進することが確認された。
  - ・11月のアジア欧州会合(ASEM)第13回首脳会合では、岸田総理大臣から、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性、債務持続可能性、環境への配慮といった国際的な原則に則った「質の高いインフラ投資」の実施が重要である旨を発信した。議長声明においては、ASEM参加国によって合意された国際スタンダードに従った「質の高いインフラ投資」を通じ、経済的強靱性を高める必要性が強調された。
  - ・11月のAPEC首脳会議では、岸田総理大臣から、「質の高いインフラ投資」の推進を通じた地域の連結性強化の必要性を発信した。首脳宣言では、新型コロナウイルス感染症による困難な状況下であっても流通を確保するため、質の高いインフラ投資が重要であることを確認した。
  - ・12月にリバプールで開催された第2回G7外務・開発大臣会合では、経済パートナーシップに関し、持続可能で強靱な質の高いインフラ投資および開発金融に関する共通の原則を再確認した。

#### 2 産業人材育成

日本型工学教育や日本型経営といった日本の強みを開発途上国に普及させるとともに、国

内外にて産業人材育成を行い、これを介して日本企業進出及び各国における「質の高い成長」を推進した。

アジアにおいて、平成 30 年 11 月の日 ASEAN 首脳会議で発表した平成 30 年度からの 5 年間でアジア地域における 8 万人規模の産業人材育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ 2.0」に基づき、アジア各国の産業人材を育成した。ベトナムでは、日本型工学教育の普及を目指す日越大学の四期生 260 名が卒業し、日系企業への就職、日本国内での進学者等多数となった。ラオスでは、産業発展のため工学人材強化として、ラオス国立大学工学部の関係者等に対して遠隔研修（特別講義 2 回、各 80 名程度）を実施した。加えて、マレーシアでは、日本国際工科院（MJIIT）強化プロジェクトにおいて、オンラインキャリアフェアが開催され、MJIIT 等からは計 13 名の就職が決定した。

アフリカでは、令和元年の TICAD 7 において表明した「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）」3.0 を通じて日・アフリカビジネス推進に資する産業人材を 6 年間で 3,000 人育成することを目標として推進しており、令和 3 年には、同イニシアティブを通じ日本全国の 77 大学の協力を得ながら、約 1,600 人に対し研修を実施した。

#### 令和 4 年度目標

「質の高いインフラ」の普及・実施や産業人材育成といった協力を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、ハード・ソフト両面での開発途上地域の連結性強化に貢献する。具体的には、以下に取り組む。

##### 1 「質の高いインフラ」の普及・実施

- (1) 我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。
- (2) 「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的には「質の高いインフラ投資推進のための G7 伊勢志摩原則」や「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」等これまでの取組を基礎としつつ、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性を普及・実施していく。特に、TICAD8 においてアフリカ諸国における質の高いインフラ投資の国際スタンダード化を推進する。

##### 2 産業人材育成

「産業人材育成協力イニシアティブ 2.0」や、「ABE イニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）3.0」を含む「TICAD 7 における日本の取組」等も踏まえつつ、途上国における産業人材育成を推進する。この際、日本型工学教育（高専型教育を含む）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

貧困の削減及び撲滅は、もっとも基本的な開発課題である。貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた人材育成、インフラ整備等を通じた経済成長の実現が不可欠である。ただし、その成長は単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」であり、環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて「持続可能」であり、経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性及び回復力に富んだ「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要がある。

その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

- ・開発協力大綱（平成 27 年 2 月 閣議決定）
- ・質の高いインフラ投資に関する G20 原則（令和元年 6 月 29 日）

#### 測定指標 2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 \*

##### 中期目標（一年度）

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。

## 令和3年度目標

### 1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。

(2) 海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

### 2 難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築

(1) 難民・避難民を始めとする中東・アフリカ・アジア・中南米地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。

(2) グローバルな安全保障、平和構築、平和と安定に向けた取組のための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施し、世界各地での国境管理支援、地雷対策支援等を継続する。

### 3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

国際社会の取組にもかかわらず、世界各地でテロが未だ発生する中、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

## 施策の進捗状況・実績

### 1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1) 東南アジアにおいては、JICAを通じ、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオスにおける法・司法制度の改善に向けた技術協力を継続した。特に、マレーシアにおいて、競争法及び税関分析所アドバイザーの派遣や東方政策 2.0 研修にて 61 名の行政官によるオンライン参加等を通じ、同国の法執行や公務員の能力強化に貢献した。また、平成 30 年に初の民法典が成立したラオスでは、司法省、最高人民裁判所や最高人民検察院等を対象に、法律分野の専門家を派遣し、オンラインセミナーを実施し、「法の支配」の確立に向け取り組んだ。インドネシアではビジネス環境改善、カンボジアでは民放・民事訴訟法運用の技術協力を継続した。加えて、東南アジア・島嶼国において、日本の大学院にて修士等の学位を取得する行政官の人材育成支援に取り組んだ。

東アジアにおいて、モンゴルでは、公共財政管理の技術協力を継続した。

(2) 我が国の重要な海上交通の安全確保のために諸外国の海上法執行機関等の保安能力強化が図られることが重要である。東南アジアにおいて、フィリピンでは、沿岸警備隊に対し複数回にわたり巡視船等を供与し、供与された巡視船を活用し我が方海上保安庁による沿岸警備隊への技術支援により多目的船の維持管理能力向上に取り組んだ。インドネシアでは、漁業取締当局の能力向上のため、中古の漁業取締船 2 隻を改修中に加え、海上保安機構に対し、海上法執行能力強化の研修を実施した。また、マレーシアでは、海上法令執行の人材育成を目的に、海上保安アドバイザーの派遣を開始し、日本の海上保安庁等の協力を得て、100 名が参加したオンライン研修や、潜水・救難の実技指導を含めた国内研修を実施した。更に、マレーシアにおいて、日米豪印海上保安機関合同ワークショップを令和 3 年末からこれまで計 3 回開催した。アフリカにおいても、ジブチ沿岸警備隊に対し、海上保安能力の向上のため、巡視艇 2 隻の建造及び浮棧橋の整備を実施している。

### 2 難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築

(1) 難民・国内避難民を始めとする最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳及び安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上れるような自立支援のため、国連世界食糧計画 (WFP)、国際移住機関 (IOM)、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、赤十字国際委員会 (ICRC) 等の国際機関等を通じて、食料、医療、シェルター等を提供する緊急人道支援を行った。

G7 の枠組では、5 月、「G7 飢饉防止及び人道危機に関するコンパクト」が G7 外務・開発大臣声明の付属文書として策定され、世界各地で発生している飢饉や食料不安に対して共同で対処していくことで一致している。また、G20 の枠組では、新型コロナウイルスを始めとする健康危機への人道支援におけるロジスティクスの役割の重要性を指摘した。

長年にわたる紛争の影響により、食糧不足による栄養不良や貧困・情勢不安あるフィリピン・パンサモロ自治地域に対して、WFP との連携を通じ、食糧援助を実施した。

平成 29 年 8 月から始まったミャンマー・ラカイン州北部の治安情勢悪化に伴い発生した難民・避



難民問題に対処するため、複数の国際機関（UNHCR、WFP、IOM等）を通じ、ミャンマー、バングラデシュ及び両国の国境地帯等で食料支援（バングラデシュにおける小規模農家の生計支援を含む）、保健・衛生、住環境の改善に向けた支援を行った。

ベネズエラ情勢に伴う避難民等の発生を受け、UNHCRとの連携を通じて、ベネズエラ及び避難民等が滞在する周辺国において、避難民等に対する保護活動や人道的支援を行った。ウクライナ情勢については、ウクライナ国内で紛争の影響を受けた人々や、ポーランドやモルドバなどの周辺国に避難した人々に対して、UNHCR、WFP、ICRCなどの国際機関や日本のNGOを通じて、主に国連のアピール（令和4年3月1日）に応じる形で、保健・医療、食料等の分野で1億ドルの緊急人道支援を実施した。加えて、国際機関や日本のNGOを通じて合計2億ドルの緊急人道支援を行う旨表明した。さらに、ウクライナ経済を下支えするため、少なくとも1億ドル規模の借款を世界銀行と協調して供与することを表明した。

イラク、リビアでは、国政選挙実施に必要な関連機材を供与し、国際標準に沿った透明性・信頼性の高い選挙の実施を支援した。

(2) 地雷・不発弾対策支援について、カンボジアにおいて、不発弾処理能力向上に係る南南協力など、カンボジア地雷対策センター（CMAC）が今後さらに国際的に貢献する組織となっていくために、CMACの組織全体の能力向上のための協力を実施した。ラオスでは、効率的かつ透明性のある不発弾除去計画の策定及び組織能力強化に取り組み、不発弾対策機関（UXO Lao）に対して、総括専門家派遣の開始や計画策定、ITシステム等に関する現地研修を実施するとともに、情報管理をテーマとし、CMACとの南南協力を初めてオンラインにて実施した。加えて、ラオス南部地域において、対象地域477haの不発弾除去（うち不発弾除去数は8,008個）を行った。その他、スリランカ北部では、平和構築及び生活支援のため、草の根無償資金協力を通じて、3件の地雷除去に関する支援の実施に加え、アゼルバイジャンでは、住民の安全向上のために、草の根無償資金力を通じて、地雷除去機材を供与する支援を実施した。

そのほか、島嶼国では、世界税関機構（WCO）との連携により税関能力強化を実施した。

### (3) その他特記事項

また、ミャンマーやアフガニスタンにおける政変によって発生した人道危機や、フィリピンにおける台風被害や、トンガにおける火山噴火及び津波被害に対しても、国際機関を通じた緊急無償資金協力を実施した。このうち、トンガに対しては、国際緊急援助隊として自衛隊部隊を派遣した（日本及び豪州からの緊急援助物資の輸送等を実施）。緊急援助物資の供与では、トンガ以外では、上述のフィリピンにおける台風被害を含め計11件の自然災害（計10か国）に対して海外の備蓄倉庫から輸送して実施した。

## 3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

海外で活躍する日本人の安全確保の観点からも、途上国の治安能力構築支援・暴力的過激主義対策を着実に進めるとともに、途上国の治安状況改善の促進に資する取組を実施した。

テロを取り巻く環境の変化に迅速に対応するべく、モルディブでは、UNDP経由で、若者や女性を対象とする暴力的過激主義に対する対処能力強化や教育支援を実施した。フィリピンでは、UNWomenを通じ、女性リーダー育成などの社会統合強化支援をした。他に、カンボジアでは、テロ対策用の車両として防弾車2台や白バイ等を供与した。国内の治安情勢が課題となっているヨルダンやチャドでは、治安対策機材等の供与を通じ、同分野における能力向上及び社会の安定化に貢献している。

そのほか、インドネシアでは、サイバーセキュリティ分野の人材育成の技術協力を実施した。

## 令和4年度目標

### 1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

- (1) 自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。
- (2) 海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

### 2 難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助

- (1) 難民・避難民を始めとする中東・アフリカ・アジア・中南米地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国（地域）支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。

- (2) グローバルな安全保障、平和構築、平和と安定に向けた取組のための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施し、世界各地での国境管理支援、地雷対策支援等を継続する。
- (3) 国際緊急援助隊の派遣や、緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力を通じ、大規模災害を受けた被災国・被災者に対し支援を行う。日米豪印を含む国際調整等も行う。

### 3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

国際社会の取組にもかかわらず、世界各地でテロが未だ発生する中、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには、一人一人の権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。日本はそうした発展の前提となる基盤を強化する観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった基本的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行う。

その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

- ・開発協力大綱（平成 27 年 2 月 閣議決定）

#### 測定指標 3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築 \*

##### 中期目標（--年度）

国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。

##### 令和 3 年度目標

我が国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改訂版」（令和元年 12 月）や「SDGs アクションプラン 2021」を踏まえた二国間の開発協力を更に推進する。（二国間の開発協力を除く地球規模課題への取組については、施策 VI-2 を参照。）

##### 1 SDGs 達成に向けた協力

開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国の SDGs 達成に向けた取組に協力する。

##### 2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

(1) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成に向け、G20 大阪サミット、TICAD 7 で合意した内容及び国連 UHC ハイレベル会合で採択された政治宣言を踏まえ、二国間支援による人材育成や制度整備を通じて、途上国の基礎的保健システムの強化に協力する。

(2) 新型コロナウイルス、エイズ、結核、マラリアの三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普及と使用促進、医薬品の開発等につき、二国間支援を行う。

##### 3 食料（農業分野への支援、食料安全保障の強化）

「TICAD 7 における日本の取組」（令和元年 8 月）を踏まえ、アフリカの農業生産及び食料安全保障の強化、栄養改善に向けて、アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD)、小規模農家向け市場志向型農業振興 (SHEP)、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA) のイニシアティブを通じた支援や、グローバル・フードバリューチェーン構築に向けた支援、品種改良等の農業技術の開発・展開支援など、農林水産業の活性化に向けた包括的な支援を行う。

##### 4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成 28 年 5 月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備や STEM（理数系）分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

##### 5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（平成 27 年 9 月）や G 7、G 20、TICAD 7 等における教育関連のコミットメントを踏まえ、学びの改善に向けた支援、女子教育支援、理数科教育支援など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

##### 6 防災・津波対策（新たなイニシアティブの推進、「世界津波の日」（11 月 5 日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ 2」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を行い、国際社会における「防災の主流化」を推進する。

7 水・衛生（「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018-2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである我が国の技術・知見を活用し、平成30年3月から開始された「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018-2028）」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

我が国の技術・制度を活用した省エネルギー・再生可能エネルギー等による気候変動への緩和策・適応策への支援の提供や防災対策と関連させた気候変動に対する強靱性の強化、海洋プラスチックごみ対策として、廃棄物管理・「3R」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 SDGs 達成に向けた協力

JICAの「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」の第一回公示では32件、第二回公示では24件の中小企業等による提案を採択することで、SDGs 達成に資するビジネス計画の支援と開発途上国の抱える課題解決のための取組を継続した。「SDGs 実施指針改訂版」や「SDGs アクションプラン2022」に記載された8つの優先分野を踏まえ、全ての優先課題について国内実施の側面と国際協力の側面からの協力を行った。

開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ機会を提供する「JICA 開発大学院連携」を引き続き推進したことを始め、様々な支援を通じてSDGs 達成に貢献する人材を育成した。

2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

(1) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成に向けた協力実績

COVAX ワクチン・サミットや東京栄養サミットなどの国際会議の主催、財政的貢献を含む各種国際保健機関への支援等を通じて、UHCの推進と感染症対策を促進した。そのため、二国間援助に加え、グローバルファンドなどの国際機関・官民連携基金等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス制度の整備等を通じ、保健システムの構築・強化等の支援を行った。また保健に係る国際的議論を通じ、UHCの重要性に対する国際社会の理解を促進した上記取組により、UHC及び感染症対策を推進し、ひいては、人間の安全保障の具現化に寄与した。

(2) 新型コロナウイルス、三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策支援状況

令和4年3月末までに、東南アジア、南西アジア、太平洋島嶼国、中南米、アフリカ等の77か国・地域に対し、ワクチンを接種現場まで届けるためのコールドチェーン体制の整備等を行う「ラスト・ワン・マイル支援」として総額約180億円の無償資金協力を実施した。

国際機関等を通じ、受入国の感染症対策（予防及び対処）、そのための人材育成（能力開発）や制度整備支援を通じて保健システムの強化を実施し、各国における自立した感染症対策、母子保健制度の確立に貢献した。具体的には、三大感染症（HIV/エイズ、結核及びマラリア）対策、保健システム強化を実施するグローバルファンドへの支援、開発途上国におけるワクチンの導入及び接種率向上のための支援を行うGaviへの支援、母子保健の推進、性感染症対策等を実施する国連人口基金（UNFPA）及び国際家族計画連盟（IPPF）、公平な医薬品へのアクセス確保支援や低所得国の医薬品品質管理の支援等を行うユニットエイドへの支援等を実施した。

(3) その他特記事項

12月、東京栄養サミット2021を主催し、成長を妨げる低栄養と、生活習慣病等を引き起こす過栄養の「栄養の二重負荷」や、新型コロナ感染症による世界的な栄養状況の悪化に対応すべく議論を主導した。栄養改善の国際的な取組の方向性について示した東京栄養宣言を発出した他、270億ドル以上の資金動員に貢献した。また、日本政府として今後3年間で3000億円以上の栄養関連支援を行うことを発表した。

3 食料（農業分野への支援、食料安全保障の強化）

農業生産及び食料安全保障の強化に対する我が国の取組として、TICAD7で打ち出した「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」における2030年までのサブサハラ・アフリカのコメの生産量の更なる倍増（2800万t→5600万t）、小規模農民の収入増加のための「市場志向型農業振興アプローチ（SHEP）」による100万人への裨益、IFNAにおけるアフリカの2億人の子どもたちへの栄養改善といった目標に沿う形でコートジボワール、セネガル、ガーナ等において支援を実施した。

また、紛争、気候変動、新型コロナに起因する社会経済的な影響等を受けて、食料不足・栄養不

足等が各地で生じたことに対処するため、国際機関等を経由して、ナイジェリア等において栄養改善、食料供給の回復・強化のための支援やエチオピア等において緊急食糧支援を実施した。さらに、アフリカにおいて、環境に適合した農作物の新品種及び栽培技術の開発や地域農作物の付加価値向上に向けた栄養評価手法の開発等を行った。

#### 4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成 28 年 5 月策定）に基づき、①権利の尊重、②能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野におけるリーダーシップ向上を重点分野として、ジェンダー主流化の観点から、あらゆる分野や課題の支援に当たって、社会における男女双方の多様な役割や責任、男女で異なる課題・ニーズを把握して取り組むなど、ジェンダーの視点に立った事業実施を推進した。具体的には、ジェンダー分野における国際的開発フォーラムである OECD-DAC ジェンダー平等ネットワーク（GENDERNET）会合に引き続き参画し、開発協力機関がジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた協力を効果的に実施にできるようデザインされた実践的ハンドブックである「開発協力におけるジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関するガイダンス」の完成に貢献した。また、前述の重点分野に基づいてベトナムでの人身取引対策、カンボジアにおける女性の経済活動への参画、パキスタン国内の女性家内労働者が多い地域における生計向上等の事業を実施した。

#### 5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」に基づき、包括的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力、産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力、国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に取り組んだ。我が国の知見・経験を活用し、文部科学省と連携の下、日本型教育の海外展開支援を実施した。また、7 月の世界教育サミットでは、茂木外務大臣（当時）から今後 5 年間で 750 万人の途上国の女子教育と人材育成のための支援及び 15 億ドル以上の教育支援を実施する旨表明した。

#### 6 防災・津波対策（新たなイニシアティブの推進、「世界津波の日」（11 月 5 日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ 2」に基づき、洪水対策等のハード面での支援や、途上国の防災計画の策定支援並びに行政官や地方リーダーへの人材育成・防災教育を実施し、災害に強い世界の強靱化に貢献した。

また、新型コロナの感染拡大をめぐる状況を踏まえて、津波防災に対する意識向上を目的とするオンラインイベントを国連防災機関（UNDRR）と共催したほか、アジア・大洋州の女性行政官などを対象とした津波に関する研修の実施、学校を対象とした津波避難訓練の実施などを支援した。

#### 7 水・衛生（「国際行動の 10 年『持続可能な開発のための水』（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

開発援助委員会（DAC）諸国の水・衛生分野でのトップドナーとして、「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の 10 年（2018－2028）」の推進に向け、給水人口増加への対応やサービス水準改善のため資金協力による施設整備を実施するとともに、統合水資源管理等に関する技術協力を実施した。

#### 8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

海洋プラスチックごみ対策においては、国連環境計画（UNEP）を通じて、我が国の技術を活用し、メコン川流域におけるプラスチック汚染のモニタリング、プラスチックの収集・リサイクル等の技術支援等を行うプロジェクトへの支援を決定した。令和 4 年 2 月開催の国連環境総会（UNEA5.2）において、プラスチック汚染に関する世界初となる国際約束の作成に向けた政府間委員会の設立に関する決議の採択に大きく貢献した。

生物多様性分野においては、ボツワナにおけるゾウの死因調査及び象牙回収プロジェクトへの支援を決定するなど野生動物違法取引対策に貢献した。また、気候変動対策にも貢献する形で生物多様性の保全が達成できるよう、国際熱帯木材機関（ITTO）を通じ、パナマにおいて違法伐採・貿易を削減するため政府の森林管理能力強化及び木材トレーサビリティシステムの拡大を図るためのプロジェクトへの支援を決定した。

6 月、日本は G7 コーンウォール・サミットにおいて、向こう 5 年間で、官民合わせて 600 億ドル規模の支援をすることと、適応分野の支援を強化していく考えを表明した。

10 月、日本は 2050 年カーボンニュートラルと統合的で、野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度比で 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けるという新たな削減目標を記載した国が決定する貢献（NDC）を国連気候変動枠組条約事務局へ提出した。

10～11月に開催されたCOP26では、岸田総理大臣が首脳級会合「世界リーダーズ・サミット」に参加し、今後5年間で官民合わせて最大100億ドルの資金支援の追加コミットメント及び適応資金支援の倍増等を表明し、多くの参加国・機関から高い評価と歓迎の意が示された。

#### 令和4年度目標

我が国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改訂版」（令和元年12月）や「SDGsアクションプラン2022」を踏まえた二国間の開発協力を更に推進する。（二国間の開発協力を除く地球規模課題への取組については、施策VI-2を参照。）

##### 1 SDGs達成に向けた協力

開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国のSDGs達成に向けた取組に協力する。

##### 2 保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

- (1) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向け、本年前半に日本がホストする日米豪印首脳会合、TICAD8、国際保健関連の各種増資、2023年の日本ホストのG7サミット、2023年国連UHCハイレベル会合なども視野に、二国間援助に加え、グローバルファンドなどの国際機関・官民連携基金等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス制度の整備等を通じ、保健システムの構築・強化や、新型コロナウイルスを含む感染症対策を推進し、ひいては、人間の安全保障の具現化に寄与する。
- (2) 新型コロナウイルス、エイズ、結核、マラリアの三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普及と使用促進、医薬品の開発等につき、二国間支援を行う。

##### 3 食料（農業分野への支援、食料安全保障の強化）

「TICAD7における日本の取組」（令和元年8月）を踏まえ、アフリカの農業生産及び食料安全保障の強化、栄養改善に向けて、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）、小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）のイニシアティブを通じた支援や、グローバル・フードバリューチェーン構築に向けた支援、品種改良等の農業技術の開発・展開支援など、農林水産業の活性化に向けた包括的な支援を行う。

##### 4 女性（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進）

「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年5月策定）を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備やSTEM（理数系）分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

##### 5 教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

「平和と成長のための学びの戦略」（平成27年9月）やG7、G20、TICAD7等における教育関連のコミットメントを踏まえ、学びの改善に向けた支援、女子教育支援、理数科教育支援など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

##### 6 防災・津波対策（新たなイニシアティブの推進、「世界津波の日」（11月5日）の普及啓発）

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を行い、国際社会における「防災の主流化」を推進する。

##### 7 水・衛生（「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018-2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである我が国の技術・知見を活用し、平成30年3月から開始された「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018-2028）」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

##### 8 気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

我が国の技術・制度を活用した省エネルギー・再生可能エネルギー等による気候変動への緩和策・適応策への支援の提供や防災対策と関連させた気候変動に対する強靱性の強化、海洋プラスチックごみ対策として、海洋プラスチックを含むプラスチック汚染に関する国際約束の交渉における我が国の意見の反映に努めつつ、廃棄物管理・「3R」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国境を越えて人類が共通して直面する地球規模課題は、一国のみでは解決し得ない問題であり、地域、さらには国際社会が一致して取り組む必要がある。日本は、SDGs等の国際開発目標とそれをめぐる議論を十分に踏まえ、国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して

取り組む。こうした取組を通じ、国際社会全体として持続的かつ強靱な社会を構築することを目指す。その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

なお、本測定指標においては有償資金協力、無償資金協力、技術協力を中心とした二国間の開発協力について取扱うこととし、多国間の枠組み等における地球規模の諸問題への取組については施策VI-2において取り扱う。

・開発協力大綱（平成27年2月 閣議決定）

## 測定指標4 連携の強化 \*

### 中期目標（一年度）

ODAが、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

### 令和3年度目標

#### 1 国民参加機会の拡大

- (1) 我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウや我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで官民連携を推進し、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。
- (2) JICAによる長期研修や人材育成奨学計画（JDS）等を通じて、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援し、我が国の大学・研究機関等との連携を強化する。また、「JICA開発大学院連携」を通じ、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを推進する。
- (3) 開発協力の重要なパートナーであるNGOとの連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGOによるODAへの積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。
- (4) JICAのボランティア事業（JICA海外協力隊）については、これまでに実施した見直しの定着を確保しつつ、引き続き推進する。

#### 2 国際機関・地域機関・諸外国等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用するとともに、ドナー間の連携も強化し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、二国間協力との連携及び日本のNGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。また、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）における取組を含め、幅広い開発課題に関して他のドナー等との協調を推進する。

## 施策の進捗状況・実績

### 1 国民参加機会の拡大

- (1) 中小企業の海外展開を支援するJICA「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」では測定指標3令和3年度年度目標1実績欄に記載のとおり、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業を合わせ、第一回公示では32件を採択し、第二回公示は、24件を採択した。なお、新型コロナウイルスの感染拡大により現地渡航が困難となったことを踏まえ、従来の海外渡航による調査を前提とした「一般型」に加え、日本国内での調査活動及び現地人材の活用を主とする遠隔実施型のどちらかを企業が選択できる募集形式を継続した。提案法人と地域金融機関が連携して海外展開を検討・調査する「地域金融機関連携案件」は、22件採択された。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大により受入れが一旦停止したものの、「特段の事情（公益性）」の下で、研修員・留学生の来日が一定程度実現した。人材育成奨学計画（JDS）では令和3年度に381名の若手行政官を受け入れ、同計画と連携した日本理解プログラムを実施した。JICA長期研修員についても、令和2年10月から令和3年度末までに約940名の入国を認めた。JICA短期研修員に関しては、本邦での研修に代えてオンラインで実施可能な研修を遠隔で実施することとし、令和3年度は、4,856名を対象にオンライン研修を実施した。研修員（学位課程就学者）受入れに係る覚書を締結した大学は更に拡大し、連携を強化した。日本の近代の開発経験と戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ「日本理解プログラム」等の実施を通じ、「JICA開発大学院連携」を推進した。
- (3) NGOとの連携・協働の強化として、日本NGO連携無償資金協力事業（社会経済開発事業）を約

57 億円 (96 件)、ジャパン・プラットフォーム事業 (緊急人道支援事業) を約 35 億円 (94 件) の資金協力を実施した。日本の NGO/CSO、地方自治体、大学、民間企業等の団体と JICA の共同事業である JICA の草の根技術協力事業としては、パートナー型・支援型合計で約 12 億円 (31 件) を採択した。NGO の組織基盤強化に向けた取組として、NGO インターン・プログラムで 8 団体、NGO スタディ・プログラムで 4 名、NGO 相談員 15 団体、NGO 研究会 2 件の能力向上支援を実施した。NGO との対話の場である NGO・外務省定期協議会に関しては、新型コロナの影響でオンラインにて連携推進委員会を 2 回、ODA 政策協議会を 1 回実施し対話の継続を図った。

(4) 前年度に引き続き、JICA のボランティア事業の応募者拡大に向けた取組として、若者層の関心を捉えるためのインターネットによるターゲティング広告や、WEB 上での説明会実施等、ICT 技術を活用した応募促進策を強化した。特にコロナ禍で集合型の募集説明会やイベントの実施に制約があった中、令和 3 (2021) 年度春募集では、オンラインコミュニケーション技術を活用し、オンライン個別説明会、職種別・男女別・シニア層・現職参加者等の特定層別説明会を開催した。イベントでは、国内と海外拠点を繋ぎオンライン座談会を実施した。また、現職教員の事業参加促進を目的に、参加者の所属先の雇用を継続するための現職教員派遣委託費制度の運用を開始した。隊員の帰国後支援の教育訓練手当の一環として、隊員経験の社会還元強化を目的に国内外の大学院への進学を志望する者を対象とした奨学金給付事業を開始した。

## 2 国際機関・地域機関・諸外国等との連携

我が国からの拠出金を含む国際機関の予算を我が国の二国間開発協力の文脈で効率的・効果的に活用する観点から、マルチ・バイ連携の必要性が高まっている。こうした認識を踏まえ、国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現するため、10 月に UNICEF と、12 月に国連開発計画 (UNDP) と、それぞれ戦略対話を開催した。我が国と UNICEF 及び UNDP との優先課題について意見交換することを通じて、連携と政策の調整を図った。

OECD 開発援助委員会 (DAC) では、ODA 実績が正当に評価されるための測定方法の改定や ODA を触媒とした民間資金の動員の方策、新興ドナーへのアウトリーチ、新型コロナウイルス感染症対策や気候変動問題に関する援助の在り方についての議論にも積極的に参加した。また OECD 開発センター (DEV) では、12 月のハイレベル会合において、日本から質の高いインフラ投資の重要性を発信した。主要ドナーとの対話としては、4 月、日英開発政策対話フォローアップ会合、6 月、日中開発協力政策局長級協議、12 月、鈴木外務副大臣とパワー米国 USAID 長官とのテレビ会談、令和 4 年 2 月、日独開発政策局長級意見交換を実施し、双方の開発政策、重点分野等について意見交換を行った。

## 令和 4 年度目標

### 1 国民参加機会の拡大

(1) 我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウや我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで官民連携を推進し、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。

(2) JICA による長期研修や人材育成奨学計画 (JDS) 等を通じて、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援し、我が国の大学・研究機関等との連携を強化する。また、「JICA 開発大学院連携」を通じ、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを推進する。

(3) 開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGO による ODA への積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。

(4) JICA のボランティア事業 (JICA 海外協力隊) については、これまでに実施した見直しの定着を確保しつつ、引き続き推進する。

### 2 国際機関・地域機関・諸外国等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用するとともに、ドナー間の連携も強化し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、二国間協力との連携及び日本の NGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。また、経済協力開発機構 (OECD) 開発援助委員会 (DAC) における取組を含め、幅広い開発課題に関して他のドナー等との協調を推進する。

## 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

現在の国際社会では、開発途上国の開発にとって、政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになってきていることを踏まえ、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する必要がある。

このための施策の実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

- ・開発協力大綱（平成 27 年 2 月 閣議決定）

## 測定指標 5 国民の理解促進、開発教育の推進

### 中期目標（--年度）

開発協力への国民の理解と支持を得る。

### 令和 3 年度目標

#### 1 開発協力に関する講座

全国の高校、大学等に対し ODA 出前講座の一層の周知を図り、より多くの出前講座を開催し、ODA に対する若年層の理解促進に努める。開発協力等に関するイベントの機会を捉え、積極的に広報活動を行う。

#### 2 開発協力コンテンツを使った情報発信

より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作し、継続的に情報発信をしていくことで、開発協力に対する支持・関心度を伸ばしていく。

#### 3 SNS を使った情報発信

SNS を活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携しながら、柔らかく丁寧な説明、魅力的な画像等を活用し、若者の無関心層等、ターゲット層を意識しつつ開発協力への理解促進を目指す。

#### 4 国際協力イベントを通じた情報発信

グローバルフェスタ JAPAN2021 を対面またはオンライン（またはその併用）にて開催する。視聴者・参加者が国際協力をより身近なものに感じ、ODA を含む国際協力の現状や必要性、政府と NGO の協力などについて理解や認識を深める機会を提供する。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 開発協力に関する講座

全国の中学、高校、大学等に対し新型コロナ対策としてオンラインにて ODA 出前講座を 20 回実施し、例年の水準を上回る計 2,823 人の参加を得た。オンラインの特性を活かし地方への訴求に力を入れた。

#### 2 開発協力コンテンツを使った情報発信

##### (1) アニメ「鷹の爪団の 行け！ODA マン」

アニメ「秘密結社 鷹の爪」の主人公「吉田くん」を ODA 広報キャラクター「ODA マン」として令和 2 年度に引き続き採用し、ODA 紹介動画を全 3 本（「港湾整備でパートナー“シップ”！の巻」、「発展への道に ODA の巻」、「都市鉄道を通して未来を描くの巻」）を制作・発信し、合計再生数は延べ 97 万回を超え、例年を上回る視聴者数を得た他、「BS よしもと」にて放映した開発協力広報ドラマ「ファーストステップ ～世界をつなぐ愛のしるし～」のテレビ CM としても放映した。

##### (2) ドキュメンタリー動画「フロントランナー ～未来を作る日本人たち」

又吉直樹氏をナビゲーターとして迎え、人間の安全保障を中心テーマとして「防災編（ダイジェスト版・対談版）」、「平和構築編（ダイジェスト版・対談版）」、「保健・栄養編（ダイジェスト版・対談版）」の計 6 本を制作した。世界の一線で活躍する専門家に焦点を当てた本動画の再生回数は延べ 25 万回を超えた他、1 万人以上の参加者を得たグローバルフェスタ JAPAN2021 や京都国際映画祭等のイベントにおいてもプロモーションを行い、多くの注目を集め、開発協力に対する理解促進に貢献している。また、同企画における「保健・栄養編」をテーマとした開発協力広報ドラマ「ファーストステップ ～世界をつなぐ愛のしるし～」を白石聖氏、フォンチー氏を出演者として制作し、「BS よしもと」にて令和 4 年 3 月 27 日放映を実施し、外務省 YouTube 等でも公開し、累計で 16,000 人以上のリーチ数を得た。

#### 3 SNS を使った情報発信

##### (1) Twitter

令和 2 年度に引き続き Twitter を活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携し



ながら、ODA に対する認知度を向上させ、親しみを醸成し、ODA に対する理解と支持を促進した。シンプルかつ関心の引く書きぶりを心がけることにより、フォロワー数は 11,000 名規模を維持した。

#### (2) ウェブ広告

上記アニメ動画「鷹の爪団の 行け！ODA マン」及びドキュメンタリー動画「フロントランナー ～ 未来を作る日本人たち」について、Google、YouTube、Facebook といったウェブ媒体に動画広告を出稿するなど、時代の変化に合わせた様々な媒体を組み合わせることで、幅広い世代に届くよう工夫を凝らした

#### 4 国際協力イベントを通じた情報発信

10 月、グローバルフェスタ JAPAN2021 を対面（東京国際フォーラム）及びオンラインを併用したハイブリッド形式で開催し、1 万人を超える参加者・視聴者を得た。本フェスタでは、国際的な潮流や国内の状況をふまえ、多様性、地方活性化、若者をテーマとして設定し、このテーマに沿った形でステージイベントやフォトコンテストのほか出展ブース、オンラインセッション等を開催することにより、参加者・視聴者が国際協力に親しみをもち、ODA を含む国際協力の現状や必要性、政府と NGO の協力などについて理解や認識を深める機会に繋がった。

#### 5 その他特記事項

ODA メールマガジンを 12 号配信し、ODA に関するエピソード、関連イベント情報などを定期的に配信、主要記事を ODA ホームページに掲載し一般読者の ODA に対する理解・共感を得ている（2021 年 12 月現在登録者数 20,075 人、累計配信数 447 号）。また、JICA 隔月発行広報誌『JICA Magazine』（35,000 部発行）掲載の『教えて外務省！知っておきたい国際協力』ページでは、職員が毎号のテーマに沿った ODA・国際協力について、一般読者向けにわかりやすく説明した。

#### 令和 4 年度目標

##### 1 開発協力に関する講座

全国の高校、大学等に対し ODA 出前講座の一層の周知を図り、より多くの出前講座を開催し、ODA に対する若年層の理解促進に努める。開発協力等に関するイベントの機会を捉え、積極的に広報活動を行う。

##### 2 開発協力コンテンツを使った情報発信

より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作し、継続的に情報発信をしていくことで、開発協力に対する支持・関心度を伸ばしていく。

##### 3 SNS を使った情報発信

SNS を活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携しながら、柔らかく丁寧な説明、魅力的な画像等を活用し、若者の無関心層等、ターゲット層を意識しつつ開発協力への理解促進を目指す。

##### 4 国際協力イベントを通じた情報発信

グローバルフェスタ JAPAN2022 を対面またはオンライン（またはその併用）にて開催する。視聴者・参加者が国際協力をより身近なものに感じ、ODA を含む国際協力の現状や必要性、政府と NGO の協力などについて理解や認識を深める機会を提供する。

#### 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

「ODA に関する有識者懇談会」が平成 30 年 11 月に提出した提言において、「ODA に関する国民・市民の理解・認知度向上」の重要性を指摘しており、より分かりやすく身近な ODA 広報が一層求められているため、その実施状況を検証・評価する必要がある。また、平成 27 年 2 月に閣議決定した開発協力大綱においても、「実施基盤の強化」として国民の理解・支持を得ることの重要性が述べられている。このため、令和 3 年度の実績を基に、幅広い層を対象としつつ、ターゲット層を意識した広報活動を実施することが重要と考え、目標を設定した。

#### 測定指標 6 国際協力事業関係者の安全対策の強化

##### 中期目標（--年度）

平成 28 年 8 月の「国際協力事業安全対策会議」において取りまとめられた「最終報告」に記載された安全対策の実施の継続を含め、国際協力事業関係者の安全対策に係る取組を JICA と協力して着実に実施する。

##### 令和 3 年度目標

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施を含め、安全対策強化の取組を継続していく。

具体的には、国際協力事業安全対策会議については、世界情勢や参加者のニーズに則した実施に努める。JICA 安全対策研修については、積極的な再受講を促す方策を検討する。初動対応マニュアルについては、JICA との連携も視野に入れつつ、定期的な訓練の実施に努める。

#### 施策の進捗状況・実績

「最終報告」の上記①～⑤の各項目について、コロナ禍の影響も踏まえ JICA と連携し、以下の施策を実施した。

##### ①脅威情報の収集・分析・共有の強化

新型コロナウイルス感染症対策に係る行動規範の周知徹底、新型コロナウイルス感染症予防に係る事業関係者への情報提供等を行い、12 月の「国際協力事業安全対策会議」常設化後第 8 回会合では、新型コロナウイルス感染症禍における最近のテロ等の情勢や水際対策措置等、また JICA 関係者の渡航再開の現状や課題等を議題として、関係省庁、業界団体、NGO 等との間で安全対策の重要性を再確認した。また、事業関係者向けに配布している「JICA 海外安全対策ハンドブック」を新型コロナウイルス感染症対策について加筆した上で 2021 年度版として更新し、JICA ホームページ上の安全対策専用 Web ページ内にも掲載した。在外公館においては、現地政府関係者との安全対策会議の開催、経済協力政策協議等を通じた国際協力事業関係者の安全対策に係る相手国政府への働きかけや、ODA タスクフォース、安全対策連絡協議会等を通じた国際協力事業関係者との情報共有を随時実施した。

##### ②事業関係者及び NGO の行動規範

治安情勢等に基づく安全対策措置（渡航措置及び行動規範）については、各国の情勢の変化を踏まえ、随時更新を行った。新型コロナウイルス流行下における行動規範については、疫学的状況等を踏まえて二度改訂を行い、事業関係者の渡航にあたっては、同行動規範の遵守に同意を求めた。これに加え、国別の感染症対策措置を新たに定めると共に、渡航再開及び渡航可能地域の拡大を進めた。

政府資金を通じた事業実施中の日本 NGO の邦人職員の渡航に際しては、新型コロナウイルス感染症及び安全の観点から事前に提出された渡航計画をもとに渡航の是非について慎重に審査を行った。また、渡航後の邦人職員の滞在状況については定期的に NGO とも情報共有して把握に努めるとともに、自然災害等の発生時には安否確認を行った。

##### ③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化

JICA 安全対策研修（渡航者・管理者向け）、テロ実技訓練を延べ 30 回実施し、合計 669 名が参加した。また、コロナ禍の影響により、安全対策研修（講義型、ワークショップ型、実技型）の実施を一部中止したが、オンライン形式への変更や人数を制限し必要な対策を講じた上で実施するなどの工夫をして再開した。また、補完的な研修教材として、理解度テストや動画閲覧機能を追加したウェブ版の安全対策研修の提供を開始し合計 1160 名が登録・参加した。

##### ④危機発生後の対応

ミャンマー、アフガニスタン、エチオピア、ウクライナ等においては、治安情勢の悪化をふまえ、事業関係者の安全を確保するため、一時帰国の手段を取った。

また、新型コロナウイルスの流行が波状に押し寄せる現状をふまえ、事業関係者が適切な医療サービスにアクセスできなくなる事態を避けるため、各国の情勢を随時モニタリングし、必要な国に対しては一時的な新規渡航見合わせとした。

令和 3 年 8 月のカブール陥落以降、アフガニスタンからの出国を希望するすべての人々の安全な退避が喫緊の課題であるとの認識の下、日本政府として、希望するすべての在留邦人、在アフガニスタン大使館現地職員、JICA アフガニスタン事務所現地職員などに対し、査証発給や航空券手配等の支援を行ってきた。こうした取組の結果、令和 4 年 3 月末までに約 600 名の日本関係のアフガニスタン人が日本に無事到着した。

##### ⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方

国際協力事業関係者の安全に関する緊急事態発生時の初動対応マニュアルに外務省から資金協力を得て事業を実施している日本の NGO の邦人関係者に対する対応を組み込んでマニュアルを一本化した。

また、コロナ禍においては、経済の悪化により一般犯罪リスクが増加している現状をふまえ、実

際の犯罪事例を用いた注意喚起を例年よりも強化して実施した。

**令和4年度目標**

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施を含め、安全対策強化の取組を継続していく。

具体的には、国際協力事業安全対策会議については、世界情勢や参加者のニーズに則した実施に努める。JICA 安全対策研修については、より実践的かつ学習効果の高い内容となるよう、研修体系・内容の改善を図る。

**測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠**

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であるため。このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

- ・開発協力大綱（平成 27 年 2 月 閣議決定）
- ・国際協力事業安全対策会議「最終報告」（平成 28 年 8 月 公表）

**測定指標 7 主要個別事業の事後評価結果（注）**

評価が A：非常に高い、B：高い、C：一部課題がある、D：低い、のうち、A～B の評価が占める割合	中期目標値	令和3年度		令和4年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	80%	78%	80%

**測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠**

主要な個別の開発協力案件の成果に関する第三者評価の結果の測定は、本施策の有効性及び効率性を把握する上で一定の意義を有する。

年度目標値は、過去3年間の実績値を踏まえて設定した。

(注)10 億円以上、またはその他有効な教訓が得られる可能性が高い事業を対象に、事業終了後に外部の第三者が現地調査等をもとに評価を行ったもののうち、当該年度の事業評価年次報告書(JICA)に掲載された事後評価結果。

但し、本内容はあくまで各年度に事後評価結果を公開した過去の案件の評価結果であり、当該年度に実施された事業とは直接的に関係するものではないことに留意が必要である。

**参考指標：主要分野・課題別実績（注：暦年データを記載）**

(約束額ベース、単位：百万ドル) (注) ODA 卒業国を含む	実績値	
	令和2年	令和3年
I 社会インフラ及びサービス	5,183.31	(集計中)
II 経済インフラ及びサービス	9,354.25	〃
III 生産セクター	1,025.48	〃
IV マルチセクター援助	2,912.82	〃
V 商品援助／一般プログラム援助	2,335.15	〃
VI 債務救済	-	〃
VII 人道支援(緊急食料援助、復興、防災等)	629.86	〃
VIII 行政経費等	803.99	〃

**達成手段**

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	

①無償資金協力 (昭和 43 年度)	開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献する。				1 2 3 4 6
	開発協力大綱に定める基本方針を踏まえ、無償資金協力、技術協力、有償資金協力の三つのスキームを活用し、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、普遍的価値の共有及び平和で安全な社会の実現、地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築という重点課題に取り組む。 こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。				
	176,393 (176,180)	197,706 (197,567)	163,197 (159,762)	163,297	
②(独)国際協力機構運営費交付金 (技術協力) (平成 15 年度)	(①無償資金協力と共通)				1 2 3 4 6
	150,476.1 (150,476.1)	156,024.8 (156,024.8)	150,660 (150,660)	150,139.3	
③有償資金協力 ( * )	(①無償資金協力と共通)				1 2 3 4 6
	—	—	—	—	
④(独)国際協力機構施設整備費補助金 (平成 24 年度)	公共施設の防災・減災の観点から、(独)国際協力機構の国内施設について、老朽化の著しい施設の改修を行うほか、地域の防災拠点としての機能の向上を図る。 これにより、開発協力の円滑な実施に資する。				—
	997 (834)	524 (462)	1,744 (712)	1,612	
⑤無償資金協力事務費 ( * )	経済開発援助等の案件形成、実施のための交渉、協議、調査等の実施、在外公館における無償資金協力案件交換公文署名、草の根・人間の安全保障無償資金協力案件の実施体制強化等に取り組む。 これにより、開発協力の円滑な実施に資する。				1 2 3 4
	974 (934)	926 (765)	907 (798)	908	
⑥開発協力の理解促進 ( * )	国民一般を対象として、開発協力広報／情報公開を行うため、主に以下の施策を実施する。 1 開発協力コンテンツの作成・発信 2 国際協力イベントの開催 3 パンフレット等資料作成 4 「ODA 出前講座」 5 日章旗ステッカー等の作成 開発協力に関する①幅広い国民階層への情報提供及び知識普及、②国民参加の推進、並びに③開発教育の推進を行うことにより、開発協力を一層効果的に実施するために不可欠な国民の理解と支持を得ることに寄与する。				5
	145 (139)	140.7 (136)	144 (142)	139.6	
⑦経済協力評価調査 (昭和 56 年度)	日本の ODA を対象に第三者評価を実施し、評価結果を通じて得られた提言・教訓を ODA 政策策定や実施過程にフィードバックする。また、被援助国側による ODA 評価を実施する。 これらにより、ODA を管理・改善し、国民への説明責任を果たす。また ODA 評価に関するワークショップの開催を通じ、被援助国側の評価能力の向上等				1 2 3 4 5

	を図る。				
		131 (78)	97 (61)	91 (63)	88
⑧開発援助 人材育成・ 振興 ( * )	開発援助政策の企画・立案に加え、実際の援助プログラムの実施及び、計画・立案から終了後における評価までの一連の過程を知悉した質の高い開発援助人材の育成を行う。 これにより我が国の開発協力の効果的かつ効率的な実施に寄与する。				1 2 3
		9 (8)	0 (0)	0 (0)	0
⑨NGO 活動 環境整備 (平成 11 年 度)	NGO 活動環境整備支援事業(NGO 相談員、NGO スタディ・プログラム、NGO 研究会、NGO インターン・プログラム)を実施する。 これにより、欧米 NGO に比し脆弱とされる日本の NGO の組織体制・事業実施能力の強化や専門性の向上(キャパシティ・ビルディング)を図り、もって日本の NGO の国際競争力を高め、国際協力における政府の重要なパートナーである日本の NGO との連携を一層強化する。				4
		95 (87)	91 (71)	85 (66)	84
⑩現地 ODA タスクフォ ース業務 (平成 18 年 度)	現地 ODA タスクフォース業務は、在外公館及び JICA の現地事務所等を主要なタスクフォースメンバーとして構成し、開発ニーズ等の調査・分析・国別開発協力方針策定への参画、被援助国政府と現地ベースでの政策協議の実施、候補案件の形成と選定のための精査、現地援助コミュニティ(他ドナー、国際機関、NGO 等)との連携、我が国開発協力のレビュー等を実施する。 こうした取組により、質の高い開発協力の実施を目指す。				1 2 3 4
		94 (93)	93 (59)	90 (85)	91
⑪政府開発 援助政策の 調査及び企 画立案等事 務費 ( * )	政府開発援助に必要な要員を確保するほか、経済協力関係者等との意見交換や協議により必要な援助ニーズを見極め、我が国開発協力事業に反映させる。多様な開発協力関係者が対等な立場で議論を行う場を設ける。 また、中小企業は全国に所在していることから、全国各地で開催される説明会において、中小企業向けに作成する ODA を活用した海外展開支援事業の概要説明資料を配布・説明し、本件事業の理解促進を図る。 こうした取組により、政府開発援助の効率的・効果的な実施と企画立案に資するとともに、国民各層の開発協力への参加と理解・支持を促進し、より良い開発協力の実施を図る。				1 2 3 4 5
		183 (172)	208 (167)	202 (176)	201
⑫民間援助 連携事務費 (平成 14 年 度)	1 民間団体等の指導・監督 全国に配置している NGO 相談員に対して外務省職員が指導を行うとともに、NGO 相談員同士の意見交換・情報交換を目的とした連絡会議等を行う。 これにより、一般国民や小規模 NGO 等からの照会への適切な対応及び国際協力の重要性や NGO 活動に対する理解の促進に寄与する。 2 NGO 調査・連携 日本 NGO 連携無償資金協力(N連)等、事業の申請案件の事前調査・審査等の委託を実施する。また、実施案件の事前・事後調査を目的とし、外務省職員が出張する。さらに NGO との定期的な意見交換会(NGO・外務省定期協議会)、NGO 職員受入研修等を行う。 こうした取組により、N連の適正な執行及び NGO との連携強化に資する。 3 民間援助連携 N連の妥当性、進捗状況及び現地のニーズ等を現地コンサルタント等の第三者に委託し、調査する。また、在外公館長及び職員が任国及び兼轄国に出張し、引渡式への出席や、プロジェクトの妥当性、進捗状況等の調査を行う。 これにより、N連のより効果的・効率的な遂行及び透明性の向上により施策目標の達成に寄与する。				4

	54 (52)	71 (66)	70 (65)	70	
⑬経済協力 情報管理関 係経費 ( * )	我が国の開発協力政策の策定、実施、評価及び発信に不可欠な基礎データである政府開発援助（ODA）実績の公式統計データの集計及び管理を行う。 これにより、我が国の ODA 統計データの質の確保及び迅速かつ効果的なデータの提供を通じ、我が国の開発協力政策の的確、効率的かつ円滑な実施に寄与する。				1 2 3 4 5
	19 (16)	18 (16)	18 (16)	17	
⑭海外技術 協力推進団 体補助金 (平成元 年度)	NGO による海外における経済社会開発プロジェクトの実施に関連し、日本 NGO 連携無償のスキームでは支援対象となっていない「プロジェクトの形成」、「プロジェクト後の評価」、及び「研修会や講習会等の実施」を資金面から支援し、日本 NGO 連携無償資金協力を補完する。 これにより、NGO に対する事業支援の一層の強化を図る。				4
	8 (7)	8 (6)	8 (7)	7.7	
⑮開発協力 白書編集等 ( * )	開発協力白書（日本語版及び英語版）及び参考資料集を作成する。 これにより、開発協力の広報効果を高め、国民に対する説明責任を果たし、国内外における日本の開発協力に対する理解を促進する。				4 5
	17 (13)	17 (14)	14 (14)	14	
⑯国際機関 との連携等 ( * )	伝統的なドナーのほかに新興国や民間セクター等、開発の主体が多様化する中で、新しい開発枠組みを構築する議論や、ドナー間の開発アプローチや援助理念に関する会合等への出席や会合開催を実施する。 これにより、我が国の立場と援助理念を国際的な議論に適切に反映させることにより、施策目標の達成に寄与する。				1 2 3 4
	11 (4)	8 (2)	6.8 (3)	6	
⑰国別開発 協力援助方 針策定調査 (平成 12 年度)	国別開発協力方針は、開発協力大綱の下に位置づけられ、具体的な開発協力案件選定の指針とすべく、各国の情勢認識を踏まえ、開発計画や開発上の課題を勘案して作成する国別の我が国の ODA の方針であり、原則として全ての開発協力対象国について策定する。 これにより、開発協力の効果的かつ効率的な実施に貢献する。				1 2 3
	8.5 (8)	6.1 (0)	6 (0)	6.1	
⑱経済協力 案件の選 定・実施・完 了後の諸調 整等経費 ( * )	経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等を行う。 これにより、開発協力の適切な実施を確保し、施策目標の達成に貢献する				1 4
	9 (8)	8 (0.6)	7 (0.2)	7	
⑲国際緊急 援助事務費 (昭和 62 年度)	国際緊急援助の情報収集や調査、平時からの訓練体制強化等を行う。 これにより、国際緊急援助のより迅速かつ効率的・効果的实施を図り、「人間の安全保障」の実現及び国際協力の推進といった施策目標の達成に寄与する。				1 2 3
	8 (3)	8 (0.7)	6 (6.8)	7	
⑳在外公館 広報活動基 盤整備費 (平成 27 年度)	国際貢献の柱である開発協力事業及びこれまでの成果等について、被供与国や国際社会に積極的・戦略的に情報を発信する。 これにより、我が国の国際貢献につき理解を促進させ、親日感情の醸成をはかる。				5
	21 (15)	15 (5)	15 (11)	12	

⑳草の根無償の理解促進に必要な経費 (平成30年度)	国内外の人々を対象として、草の根無償の意義や開発効果についての理解を促進するため、外部人材に広報事業を委嘱し、現地視察の様子を含めた広報用動画を作成し、外務省HPに掲載する。また、分かりやすくまとめた記事を雑誌に掲載することで草の根無償に対する関心を喚起する。 これにより、草の根無償の実施に対する国民の理解の促進に貢献する。				5
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	
㉑外務省実施分無償資金協力事前調査に必要な経費 (令和元年度)	無償資金協力の案件形成等のための短期の事前調査を実施する。 これにより、無償資金協力のより機動的な案件形成及び実施決定を促進し、近年求められている、より戦略的で迅速なODAの実施に貢献する。				1 2 3
	10 (8.5)	11 (5.5)	7 (10)	9	
㉒国際移住機関(IOM)分担金 (平成6年度)	本分担金は、IOM憲章の規定に基づき、IOM本部及び地域事務所などの運営経費のために使用されている。 本拠出により、アジアを始めとする世界各国での深刻な人道危機への取組等に貢献する。そのほか、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標(SDGs)の達成を促進する。				2 3
	615 (615)	527 (527)	549 (541)	565	
㉓国際移住機関(IOM)拠出金(任意拠出金) (平成6年度)	本拠出金は、移民・難民等に対する人道支援という地球規模の諸問題の解決に向けた取組に使用され、脆弱な難民・国内避難民の保護支援、国境管理強化支援、難民・国内避難民のホストコミュニティ安定化支援等に充てられる。 本拠出により、アジアを始めとする世界各国での深刻な人道危機への取組等に貢献する。そのほか、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標(SDGs)の達成を促進する。				2 3
	2,501 (2,501)	4,081 (4,081)	2,159 (2,159)	0	
㉔国際復興開発銀行(IBRD)・国際開発協会(IDA)拠出金(ARTF) (平成19年度)	世銀が管理する本基金は、アフガニスタンの持続可能な開発に向けて、効果的・効率的な支援が一層重要になる中、同国政府に対して財政支援等を行う枠組みの一つである。 本基金への拠出を通じて、アフガニスタン政府の行政能力を強化するとともに、同国の地方・農村部における生計安定化及びガバナンス強化を図ることは、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標(SDGs)の達成を促進する。				2
	159 (159)	1,375 (1,375)	0 (0)	0	
㉕アジア開発銀行(ADB)拠出金(AITF) (平成22年度)	本拠出金は、アジア開発銀行(ADB)が管理するアフガニスタン・インフラ信託基金(AITF)への拠出金を通じて、交通・エネルギー等のアフガニスタン国内のインフラを整備するもの。 治安悪化による経済低迷が続くアフガニスタンにおいて、自立的な経済運営と持続可能な開発を進めていくためには、安定的な物資供給・生活を確保するインフラの整備を行い、パキスタンや中央アジア等の周辺諸国との連結性を高め、地域経済に統合していくことが不可欠であり、本拠出金は地域連結性の向上とともに、広域な地域における経済活性化に資する。 これは、我が国が重要外交指針としている持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献する。				1
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	
㉖アジア生産性機構	APOは、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として昭和36(1961)年に設立された地域国際機関である。本分担金は、APOの事業費及び事務局運営費				3

(APO) 分担金 (昭和 36 年度)	に充てられている。APO は分担金及び拠出金により①加盟国・地域の民間企業関係者及び生産性本部（国内産業の生産性向上を目的として設置されている国内機関）関係者を対象とした研修、セミナー、調査、会議、②加盟国・地域の生産性の計測及び生産性データブックの作成等が挙げられる。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、事業を可能な限りオンラインで実施しているほか、生産性向上に係る動画配信を強化するなどの取組を行っている。 我が国で開発された生産性向上の手法を、APO を通じ積極的に普及することにより、我が国は、加盟国・地域の生産性の向上を通じてアジア太平洋諸国の発展に寄与している。また、APO に対する我が国の貢献は、我が国企業の海外展開及びこれら企業の製品の輸出促進につながる事業の推進に資する。				
	590 (590)	590 (590)	459 (459)	495	
⑳コロンボ計画分担金 (昭和 31 年度)	コロンボ計画は、昭和 26（1951）年に設立された ASEAN（除カンボジア）及び SAARC（南アジア地域協力連合）諸国等の 27 各国が参加する国際開発機関である。本分担金は、南南協力の促進を目指すコロンボ計画の運営に用いられる。なお、分担金は全加盟国による一律同額負担である。 コロンボ計画を通じた我が国の貢献は、南南協力の積極的な推進に寄与する。				1
	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	
㉑国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）拠出金（任意拠出金） (昭和 42 年度)	UNHCR は、パレスチナ難民を除く世界の難民・国内避難民等の保護及び支援を行う。具体的には、①難民に対する国際的保護の付与、②緊急物資の配布等による支援、③自発的帰還、現地統合及び第三国定住による恒久的解決を図るとともに④難民及び無国籍者保護のための条約の締結促進を行っている。 UNHCR を通じた我が国の貢献は、難民登録等を通じ難民が保護を受けられるようにするとともに生活必需品やシェルター等の提供を通じて難民が尊厳をもって生活を送れるようにすることにより、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。				2 3
	9,623 (9,623)	11,738 (11,738)	17,290 (17,290)	3,527	
㉒国際連合世界食糧計画（WFP）拠出金（任意拠出金） (昭和 38 年度)	本件拠出は、食料を通じた①自然災害や人為的災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援、②世界の食料安全保障の推進、及び③開発途上国の経済社会開発支援のために使用されている。 本件拠出は、飢餓・貧困対策、母子の栄養強化、学校給食を通じた教育支援等の実現に寄与するとともに、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献するとともに持続可能な開発目標（SDGs）の達成に寄与する。				2 3
	12,346 (12,346)	12,528 (12,528)	9,084 (9,084)	540	
㉓赤十字国際委員会（ICRC）拠出金（任意拠出金） (昭和 35 年度)	我が国や他の国際機関が安全・能力上の制約から支援不可能な状況・場所で、時に「唯一の援助機関」として活動している赤十字国際委員会（ICRC）に対する本拠出は、紛争犠牲者の保護を中心として、医療支援、食料・生活物資等の支給、飲料水供給、衛生活動等の緊急人道支援のために使用されている。 ICRC を通じた我が国の支援により、世界の平和と安定に資するのみならず、紛争の影響を受けた人々への支援を通じ、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に寄与する。				2 3
	2,513 (2,513)	3,646 (3,646)	4,931 (4,931)	153	
㉔国際連合地雷対策支援信託基金（UNMAS）拠出金（任意拠出金）	UNMAS への拠出金は以下の支援に用いられる。 1 地雷等埋没状況調査 2 地雷回避教育支援 3 地雷除去支援 4 武器の安全管理 5 地雷被害者の社会復帰支援				2 3



(平成 8 年度)	6 地雷の脅威なき世界への啓発 UNMAS を通じた我が国の貢献は、地雷の除去等、紛争からの復興に欠かせない支援であり、地球規模課題の解決のための我が国のリーダーシップの発揮につながるものである。				
	236 (236)	524 (524)	226 (226)	6	
③国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 28 年度)	本拠出金は、ガザ地区、ヨルダン川西岸、ヨルダン、レバノン及びシリアに居住するパレスチナ難民に対する救済事業のために使用されている。 本件拠出は、教育、医療・保健、救済 (住宅改善支援など) 等を通じてパレスチナ難民の人道状況の改善に寄与するとともに、我が国が重点外交政策として推進する「人間の安全保障」の実現、中東地域の安定、中東諸国との良好な外交関係の維持に寄与する。	2 3			
	2,668 (2,668)	3,694 (3,694)	1,819 (1,819)	176	
④国際連合人道問題調整事務所 (OCHA) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 53 年度)	OCHA は、世界各地において大規模な自然災害や紛争が発生した際、各種緊急人道支援機関が活動の偏りを避けつつ、各機関の専門知識等を効果的に活用できるよう支援活動の総合調整と支援戦略の取りまとめを行っている。また、統一アピールの作成、自然災害及び紛争が発生した際、関連情報を 24 時間インターネット上で迅速に配信するリリースウェブの運営、国際人道問題に関する調査、評価及び政策形成、理解促進等、人道支援を行う際の基礎となる活動を行っている。我が国は、国連等の各種人道支援機関を通じた人道支援外交を重視しており、国際機関や NGO など様々な主体が活動する人道支援の現場において、効率的・効果的な活動を行う上で、OCHA によるニーズの把握及び調整機能は重要な役割を果たしている。本拠出金は、OCHA の活動を支援するものである。 本件拠出を通じて人道支援活動の総合調整を行う OCHA の活動を支援することにより、効率的・効果的な人道支援の実現、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。	2 3			
	609 (609)	688 (688)	927 (927)	101	
⑤中央緊急対応基金 (CERF) 拠出金 (任意拠出金) (平成 20 年度)	中央緊急対応基金 (CERF) は、国連人道支援改革の一環として設置されたものであり、突発的な大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機 (いわゆる「忘れられた危機」) への対応を可能にすることを主な目的としている。CERF は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。 具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、CERF 事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、同事業の活動資金が供与される。CERF への拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能となる。 同基金への拠出を通じて、我が国の人道支援に対する積極的な姿勢を内外に示すとともに、最も脆弱な人々を支援する。	2 3			
	75 (75)	29 (29)	14 (14)	13	
⑥アジア生産性機構 (APO) 拠出金 (昭和 36 年度)	APO は、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として昭和 36 (1961) 年に設立された地域国際機関である。本拠出金は、持続可能性を踏まえた生産性向上に係る指針をとりまとめ、地域・国際社会の生産性向上に係る取組を強化するための活動経費に充てられる。 本拠出を通じ、我が国が優位性を持つ技術・製品の加盟国等への紹介・導入を促進し、加盟国・地域の持続可能性も踏まえた生産性向上を通じた発展に寄与する。				3
	13 (13)	13 (13)	11 (11)	10	

③⑦経済協力 開発機構・ 開発関連 (DAC) 拠出 金 (平成 7 年 度)	本拠出金は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施に貢献する OECD/DAC (開発援助委員会) の活動に充てられる。				1 2 3 4
	12 (12)	8 (8)	9 (9)	9	
③⑧国際開発 教育・研究 機関拠出金 (任意拠出 金) (昭和 45 年 度)	本拠出金は、リモートセンシング・地理情報 (RS-GIS) を専攻する学生 (博士・修士) に対して奨学金を付与するものである。東南アジア地域において、知名度が高く、人脈・機材・知見の面での蓄積と高い教育レベルを有し、日本との豊富な連携実績のあるアジア工科大学 (AIT) を支援することにより、同地域の国々の工学系人材の育成を支援する。特に、近年重要性を増しているリモートセンシングを活用した東南アジア地域の気候変動・防災対策の分野では、東京大学や JAXA との連携も進めておりアジア地域でトップレベルの学科 (修士・博士課程) と研究センターを擁することから、同分野を中心とした支援を実施する。 こうした我が国の支援は、東南アジア地域の工学系人材の育成に寄与するとともに、我が国が ASEAN とともに進めている「日・ASEAN 防災協力強化パッケージ」等の防災対策、AIT が注力する気候変動や海洋プラスチック汚染などの環境問題への対応に資する。				1 3
	9 (9)	7 (7)	7 (7)	7	
③⑨国際赤十 字・赤新月 社連盟 (IFRC) 拠出 金 (任意拠 出金) (昭和 63 年 度)	国際赤十字・赤新月社連盟 (IFRC) は、自然災害・緊急災害時の被災者及び難民等に対する救援活動、災害時の各国赤十字・赤新月社間の調整や国際救援活動の指揮等を行う。また、IFRC は現地の赤十字・赤新月社の協力を得て活動するため、政治的または治安上の理由によりアクセス困難な地域でも草の根レベルでの迅速な対応を行っている。 IFRC を通じた我が国の支援により、平和と安定の促進を図り、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。				2 3
	2,712 (2,712)	883 (0)	1,575 (1,575)	0	
④⑩アジアパ シフィック アライア ンス拠出 金 (平成 25 年 度)	アジアパシフィックアライアンス (A-PAD) は、平成 24 年 10 月に日本の NGO が主導して設立された (CEO は大西健丞氏 (ピースウィンズ・ジャパン代表理事等))。現在、日本、韓国、インドネシア、フィリピン、スリランカ及びバングラデシュの 6 か国が加盟し、各国に NGO や企業等複数のセクターからなる「ナショナル・プラットフォーム (NP)」が構築されている。本拠出金によって、アジア太平洋地域において災害が発生した際、各国の NP が協働・連携し、即時に出動、搜索活動や被災者支援等緊急人道支援活動を迅速かつ効果的に実施する。平時においては、各メンバー国 NP の強化、NP 間の連携促進、アジア各国において NP を構築するためのアウトリーチ活動、域内における人材育成・能力強化事業等を行う。 A-PAD を通じた我が国の貢献は、アジア太平洋地域における災害発生時、A-PAD に参加する各国の NP が、迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を行うこと及びアジア太平洋地域における包括的な防災体制の構築に寄与しており、我が国の外交の柱の一つである防災を含む地球規模課題への取組や持続可能な開発目標 (SDGs) 達成への取組にも合致する。				3
	94 (94)	170 (169.4)	95 (95)	95	
④⑪シリア復 興信託基金 拠出金 (平成 25 年	本拠出金は、実施団体を通して水・衛生、医療・保健、エネルギー、教育、食料、及び廃棄物管理などの基礎サービスの提供及び提供主体を強化するために使用される。 本基金を通じて、紛争により人道危機に直面しているシリア国内の人々に				2

度)	対し、緊急・人道的な支援を実施し、同国民の生活状況を改善することに寄与する。				
	243 (243)	1,009 (1,009)	505 (505)	0	
④国際連合開発計画(UNDP)拠出金(LOTFA)(平成20年度)	<p>本拠出金は、UNDPが管理するアフガニスタン法秩序信託基金(LOTFA)を通じてアフガニスタンの警察官の給与支援、警察官の訓練等に貢献し、同国の治安維持能力の向上を図ることを目的とする。</p> <p>アフガニスタンの安定のためには、アフガニスタン治安部隊の整備と能力強化が不可欠であり、本拠出金を通じた支援は、同国の治安維持能力を向上させ、地域のみならず国際社会全体の安定、ひいては我が国の安定と繁栄に資する。</p>				2
	6,990 (6,990)	8,200 (8,200)	0 (0)	0	
④③経済協力開発機構・開発センター分担金(平成28年度)	<p>本分担金は、OECD開発センターの運営経費及び各種事業経費に充てられる。</p> <p>本拠出を通じ、先進国、新興国及び途上国を包摂する主要な政策対話のプラットフォームである開発センターと連携し、運営委員会やハイレベル会合等の重要会議への出席を通じて同センターの予算や事業内容等の意思決定に関与することで、日本のプレゼンスの強化を果たすとともに、セミナーの開催や各種政策文書へのインプットを通じ、質の高いインフラ等の日本が重視する政策の国際社会への更なる浸透に寄与する。</p>				1 2 3 4
	136 (136)	138 (138)	157 (157)	175	
④④コロンボ計画拠出金(平成28年度)	<p>コロンボ計画は、昭和26(1951)年に設立されたASEAN(除カンボジア)及びSAARC(南アジア地域協力連合)諸国等の27か国が参加する国際開発機関である。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、一部活動をオンライン実施するとともに、実施団体の追加等により活動を加速化している。</p> <p>南南協力を積極的に推進するとともに麻薬対策を始めとする地球規模課題の取組に向けた地域の連結性強化に取り組むコロンボ計画を通じ、ミンダナオ島を含むフィリピンにおける薬物使用障害患者の治療・社会復帰支援を行い、犯罪者の増加や薬物使用がテロ組織の資金源となることを抑制し、同国の治安改善に寄与する。</p>				2
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	
④⑤経済協力開発機構・開発センター拠出金(平成30年度)	<p>本拠出金は、OECD開発センターに日本人職員を1名派遣し、G20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実施に係る活動を行う費用に充てるものである。</p> <p>G20原則を考慮した質の高いインフラ投資の重要性を訴えることで、途上国の新型コロナウイルスからの中長期的な復興の実現につなげ、G20原則が先進国・途上国双方から遵守すべき国際スタンダードとして認められ、質の高いインフラ事業の促進につながるような国際環境を醸成することに寄与する。</p>				1 2 3 4
	28 (28)	21 (21)	20 (20)	21	
④⑥G7説明責任作業部会(AWG)関連経費(新規)(令和4年度)	<p>2023年G7日本議長年に向け、過去のG7各国間で合意された開発関連のコミットメントの達成・進捗状況を協議する説明責任作業部会(AWG)を開催し、テーマ別報告書を取りまとめた上で首脳級会議に先立ち公表する。</p> <p>これにより、G7としての市民社会への説明責任を果たす。</p>				4
	—	—	—	9	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。令和4年度行政事業レビュー事業番号は、確定後に記載する。